

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和8年4月6日

今治市長 徳 永 繁 樹

### 1 業務概要

(1) 業務名

今治市庁舎第2別館及び玉川総合公園運動場設備更新工事アドバイザリー業務委託

(2) 業務の目的

今治市庁舎第2別館の空調設備更新、玉川総合公園運動場の空調設備更新および照明設備のLED化に向け、各施設の状況を確認・整理し、事業者の選定、契約の締結までに必要となる各種検討及び資料等の作成を行い、設備更新事業を担う民間事業者の募集を円滑に進めるために必要な支援を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

「事業方式検討業務」、「市場調査支援業務」、「公募準備支援業務」等  
詳細は、別紙「今治市庁舎第2別館及び玉川総合公園運動場設備更新工事アドバイザリー業務委託仕様書」（以下「仕様書」といいます。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 2 見積限度額

13,640,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

### 3 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

- (1) 当該業務の実施年度（選定委員会実施日まで）において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品

調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (6) 令和3年度以降において今治市庁舎第2別館及び玉川総合公園運動場設備更新工事アドバイザー業務と種類をほぼ同じくする業務委託の実績（実施中のものも含む。）を有する者。
- (7) 配置技術者の資格及び実績要件

ア 業務責任者

「設備設計一級建築士」又は「一級建築士」の資格を有し、同種又は類似の業務に携わった実績がある者であること。

イ 業務担当者

各分野の業務担当者は、以下に掲げる資格又は実績を有する者を1名以上配置すること。また、参加者を構成する企業に属していること。なお、各業務担当者の兼務は認めるものとする。

(ア) 建築担当

資格：「一級建築士」の資格を有する者であること。

実績：同種又は類似の業務に携わった実績がある者であること。

(イ) 電気設備担当

資格：「設備設計一級建築士」又は「建築設備士」の資格を有する者であること。

実績：同種又は類似の業務に携わった実績がある者であること。

(ウ) 機械設備担当

資格：「設備設計一級建築士」又は「建築設備士」の資格を有する者であること。

実績：同種又は類似の業務に携わった実績がある者であること。

(エ) 建設コスト管理担当

資格：「建築コスト管理士」又は「建築積算士」の資格を有する者であること。

実績：同種又は類似の業務に携わった実績がある者であること。

## 5 担当部署

今治市 総務部 総合政策局 総務調整課

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1 本庁第2別館3階

TEL：0898-36-1502

FAX：0898-32-5211（代表）

E-MAIL：soumuk@imabari-city.jp

## 6 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

## 7 実施要領等の配布

### (1) 配布期間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月24日（金）午後5時まで

### (2) 配布場所

ホームページ

<https://www.city.imabari.ehime.jp/soumuk/proposal/05/>

### (3) 配布方法

ホームページ

前記(2)のホームページからダウンロードするものとします。

## 8 参加表明

### (1) 提出期間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月24日（金）午後5時まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

### (2) 提出場所

前記5「担当部署」

### (3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

ウ 実績調書（様式第3号）

エ 配置技術者調書（様式第4—1号～6号）

### (4) 提出部数

1部

### (5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

## 9 企画提案書の提出

### (1) 提出期間

令和8年4月28日（火）から令和8年5月11日（月）午後5時まで（必着）  
ただし、持参のときは、提出期間中の開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

### (2) 提出場所

前記5「担当部署」

### (3) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式第6号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 参考見積書（様式第7号）

### (4) 提出部数

- ア 正本1部
- イ 副本10部

### (5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

## 10 選定方法

選定は、今治市庁舎第2別館及び玉川総合公園運動場設備更新工事アドバイザー業務プロポーザル選定委員会が行い、前記6「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を選定します。

### (1) 第1次審査（書類審査）

#### ア 日時

令和8年5月13日（水）

#### イ 評価、選定方法

・提出された企画提案書を評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た参加者を選定します。ただし、プロポーザルの参加者が少数である場合など市が適当と判断したときは、第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査及びプレゼンテーション又はヒアリング（以下「プレゼンテーション等」といいます。）による選定を実施することがあります。

### (2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

#### ア 日時

令和8年5月19日（火）

#### イ 実施方法

- ・プレゼンテーション20分、質疑応答10分、合計30分を目安とします。
- ・プレゼンテーションは非公開とします。
- ・プレゼンテーションの実施にあたり、電子機器を利用して行うことは可とします。なお、必要機材のうち、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル、延長ケーブルは、発注者が用意し、その他パソコン等は提案者が

各自用意することとします。

・プレゼンテーションは事前に提出した書類のみで行い、プレゼンテーションを実施する際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできません。

・プレゼンテーションの参加者は、3名程度までとします。

・プレゼンテーション当日に事前の連絡がなく、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなします。

#### ウ 評価、選定方法

・第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、前記6「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーション等の内容で加算点を追加し、得点の高い順に順位を付けます。最高得点を挙げた参加者が2人以上いる場合は、参考見積金額が低い方の参加者を上位とします。

なお、プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。

(3) 参加者が1者の場合は、今治市庁舎第2別館及び玉川総合公園運動場設備更新工事アドバイザー業務プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。

(4) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

## 11 選定結果

### (1) 第1次審査

選定結果を書面により通知します。なお、選定された者のみ、選定結果及びヒアリング等を実施する旨を、書面（郵送並びにEメール）により通知します。

### (2) 第2次審査

選定結果を書面（郵送並びにEメール）により第2次審査の参加者全員に通知します。

## 12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合

(5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合

- (6) 今治市庁舎第2別館及び玉川総合公園運動場設備更新工事アドバイザー業務プロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

### 13 その他

#### (1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。

- (2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。